

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年9月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600083号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600051号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社及びF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年7月4日から平成10年6月7日まで
② 平成10年6月10日から平成11年10月3日まで
③ 平成11年11月15日から平成15年9月25日まで
④ 平成15年10月1日から平成23年5月1日まで

請求期間①はG県H市のA社に、請求期間②は同市のB社に、請求期間③はG県I市のD社に、請求期間④はJ県K市のE社にそれぞれ運転手として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。各請求期間には、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、G県H市のA社に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録により、昭和63年1月20日に同社が名称を変更したL社が同市において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるが、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、請求期間当時の事業主も亡くなっている上、同社の清算人及び代表取締役であった一人に照会したが、当時の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務を確認できない。

また、L社が加入していた健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答し

ている上、請求期間①に係る雇用保険の加入記録もない。

さらに、請求期間①当時、L社において取締役就任していた者は、請求者の勤務は不明である旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、G県H市のB社に勤務していた旨主張しているところ、C社のホームページにより同市に支店があることが確認できることから、同社に請求者の請求期間に係る勤務について照会したが、請求期間②に係る請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除は確認できない旨回答している。

また、請求期間②に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、B社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の被保険者に請求者について照会したが、請求者の勤務について具体的な回答を得ることができない。

さらに、B社が当時加入していた健康保険組合は、請求者の加入記録はない旨回答している。

加えて、B社に係るオンライン記録により、請求期間②において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、請求者の氏名は確認できず、整理番号は連続しており欠番はない。

- 3 請求期間③について、請求者は、G県I市のD社に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録により、当該名称の事業所が同市において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるが、同社は、平成9年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者が請求期間③において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、D社の事業主は既に亡くなっていることから、請求者に係る勤務を確認できない上、同社において取締役就任していた者も、同社は平成9年5月に解散しており、当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除は不明と回答している。

- 4 請求期間④について、請求者は、J県K市のE社に勤務していた旨主張していることから、オンライン記録の事業所検索を行ったが、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

一方、請求者が日本年金機構に提出した「年金記録照会申出書」に記載している、F社について雇用保険の加入記録を確認したところ、請求者が平成14年8月19日から平成21年8月5日までの期間に雇用保険に加入していることが確認できることから、同社に請求者の勤務等について照会したところ、当該期間に運転手として勤務していた旨回答を得られた。

しかしながら、F社は、当時の資料は保存期間を経過のため保管していないことから、請求者に係る厚生年金保険の加入及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所として、F社と事業主及び所在地が同一であるM社の記録が確認できるところ、M社は、平成16年10月16日に事業主を含む全員が被保険者資格を喪失し、同日に適用事業所となったF社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者が平成14年8月19日から平成21年8月5日まで

運転手として勤務していた期間において両社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者の氏名を厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票により確認したが、請求者の氏名は見当たらず、当該期間の整理番号は連続しており欠番はないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者であったことを確認できない。

- 5 このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、請求期間①、②、③及び④のうち平成8年9月8日から平成19年11月29日までの期間について、請求者の居住が確認できるG県H市及びJ県N市は、請求者が国民健康保険の被保険者等であった旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。